フォークリフト運転業務安全衛生教育について

2017年2月23日作成

労働安全衛生法第60条の2において、「事業者は、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため 危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育 を行うように努めなければならない。」とされています。

さらに、その安全衛生教育に関する指針として、「フォークリフト運転業務安全衛生教育について」(平成2年3月1日基発第114号)をもって、教育カリキュラムが示され

「事業者は、従事者に対して一定期間(概ね5年)ごとに当該教育を実施するよう努めなければならない」とされています。

当協会では、これに基づき災害の防止をめざし、フォークリフト運転業務従事者を対象とした安全衛生教育を、下記により実施いたしますのでご案内いたします。

フォークリフト運転業務 (労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務) **従事者安全衛生教育** カリキュラムに則り実施

科目	範 囲	細目	時間	
1 最近の フォークリフトの 特徴	1 フォークリフトの 構造上の特徴	イ走行装置		
		口 荷役装置	2H	
		ハ アタッチメント		
	2 各種荷役運搬方法の特徴	イ 荷役運搬方式		
		口はい作業の方法		
2 フォークリフトの 取扱いと保守	1 フォークリフトによる 作業と安全	イ作業計画		
		ロ 安全作業マニュアルの整備	2H	
		ハ 作業指揮者		
	2 フォークリフトの点検・設備	イ 作業開始前点検		
		口 定期自主検査(月例・年次)		
		ハ 点検・検査結果に基づく措置		
		(10分)		
3 災害事例及び 関係法令	1 災害事例とその防止対策	イフォークリフトの災害発生状況		
		ロ災害事例の提示		
		ハ 災害発生原因及ひ 防止対策の検討		
	2 労働安全衛生法令のうち フォークリフトに関する条項	イ労働安全衛生法	2H	
		口 労働安全衛生法施行令		
		ハ 労働安全衛生規則		